

町 長 いや本当に、そういったサポーターの応募が減ってしまっているという状況で、本当に大変残念だし、またそういった町民の意識が低下しているというのか、また高齢化もあるんでしょうけれども、お金で釣るといふ言い方何か余り好きではないんですけれども、本当に気持ちのある人たちが町のために、人のためにやってくれるの一番ありがたいんですけれども、一つの動機づけとしてはそういった方法も必要なのかなと、また取り入れる必要があるんだろうと思います。100円がいいのか200円がいいのかはここでちょっと明言はしたくないんですけれども、強い動機づけになるようなものになってくれればいいかなというのが、今現在の感想であります。

5 番 ほとんど時間がありませんので、ぜひこういう高齢化社会を迎えたときに非常に大事な仕事で「おーい！元気会」も大分成果が上がっているんですけれども、それを支えていくというような人がいないと長続きしていきませんので、ぜひそのことは見直しをしていただきたいなというふうに思います。

本当はもう一つ社協のことも聞きたかったんです。ちょっと時間がなくなりましたけれど、予算で毎年3,000万ほど出しているわけです。社協の状況からすると非常に状況が悪くなってきている。こんなこともやっぱり町としては真剣に考えていかなければならないときにきているのかなというふうに思いますので、また違った機会にちょっと時間をかけてお尋ねしたいと思います。ありがとうございました。

議 長 以上で5番議員、牧野一仁君の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩といたします。再開は13時10分でございます。

(12時11分 休憩)

(13時10分 再開)

議 長 再開いたします。

通告4番、1番議員、鈴木磯美君。

1 番 通告4番、1番議員、鈴木磯美です。

質問に先立ちまして、今回の台風19号でお亡くなりになられた方の御冥福と被害に遭われました皆様にお見舞い申し上げます。

さて、10月12日に伊豆半島に上陸した台風19号は関東・東北地方に甚大な被害をもたらしたことは周知のとおりです。箱根町では降り初めから1,000ミ

リメートルを超える想定外の雨量を記録しています。当町においても、281.5ミリメートルを記録し、観測史上初めてではなかったかと思えます。台風の経路に当たった市町村では今後の復旧対策等も困難な状況にあり、国・県のさらなる支援が求められています。当町においては、人的被害がなかったものの、町道や農道に崖崩れ等の被害があり、当町においては災害救助法が適用されるとの報告がありました。そこで、今回の台風における町の対応について、以下のことについてお伺いいたします。

- 1、そうわ会館を自主避難所として開設した経緯は。
- 2、いこいの村あしがらも避難所として開設されましたが、町との協定はされているのか。
- 3、各避難所での運営等は円滑に行われたか。
- 4、消防団の活動内容はいかがか。
- 5、ハザードマップを見直す考えは。

大きな項目の二つ目として、総合体育館・生涯学習センター駐車場の適正利用について。総合体育館及び生涯学習センターの駐車場については、目的外利用のため本来の利用者に迷惑がかかっているケースがあると聞いています。そこで、以下についてお伺いいたします。

- 1、各駐車場の利用範囲は。
 - 2、各保育園・幼稚園・小学校・中学校の行事等における駐車場対策は。
- 以上、登壇での質問といたします。

町長 通告4番、鈴木磯美議員からは、台風19号の対応についてということで5項目、また、総合体育館・生涯学習センター駐車場の適正利用についてということで2項目の質問をいただいております。

まず、台風19号の対応についてですが、清水議員の質問でもお話ししたとおり、台風19号は広範囲にわたる強い勢力と、その後の継続した大雨の影響もあり、先の台風15号の被災地を含め、関東甲信越地方と東北地方に甚大な被害をもたらしました。

国もこれまでにない被害が発生、または発生してもおかしくないという認識のもと、本町を初め大雨特別警報が発表された市区町村等に、災害救助法

適用を早期に決定するなど異例とも言える対応が14都県390市区町村になされたところでもあります。

本町においては、幸いにも人的被害、建物被害といった報告はなかったわけですが、避難勧告の発令や6施設に及ぶ避難所の開設、延べ220名の避難者の受け入れなど、町としては前例のない対応を迫られたところです。

1点目のそうわ会館を自主避難所として開設した経緯についてですが、現在、本町においては上大井小学校を除く3小中学校の体育館のほか、総合体育館、いこいの村あしがらの5カ所を風水害時の避難所に指定していることは議員も御承知のことと思います。この避難所の事前指定にあたっては、施設の安全性はもとより主に収容力があり、一定期間占有可能な施設等を地域的なバランスを考慮した上で指定していくことから、おのずと学校の体育館といった施設を指定することが一般的でございます。したがって、必ずしも居住性や利便性が高い施設ではないことから、比較的緊急性の低い段階となる自主避難所の開設にあたっては、居住性や利便性に配慮した施設での開設や、集会施設や総合施設などを臨時開放する例が全国的にも多いことから、本町においてもこれを踏まえて自主避難所の開設場所を検討いたしました。その結果、これまで総合体育館のみ開設していた経緯があったわけですが、相和地区での開設も必要であろうということから、町施設であるそうわ会館の臨時開放を行ったわけでございます。なお、そうわ会館に関しては敷地の一部が土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンに指定されているところですが、指定を受けている現地の東側斜面の状況や施設の施工状況などから、駐車場を含め建物利用への影響はないと判断し開放したところでございます。しかしながら、今回の台風19号においてそうわ会館への自主避難者は2名という状況であったことを踏まえ、今後も同様の開設が必要か否かについては、地元自治会等の意見なども参考に検討してまいりたいと思っております。

2点目のいこいの村あしがらとの避難所利用に関する協定締結についてですが、今回の台風19号において、いこいの村あしがらでは、町内全域への避難準備・高齢者等避難開始の発令前となる、12日午前9時から翌日の午前6時30分までの間、延べ28人の避難者の避難先として施設を利用させていただ

きました。いこいの村あしがらには、施設の利用を快く御承諾いただいたばかりか、数ある施設の中から和室を利用させていただけるなど、避難者に対する御配慮もいただきました。今回、避難所として施設を利用させていただくことについて、あらかじめ理事長と支配人に状況を説明申し上げ、その際の対応について調整を図らせていただいたわけですが、避難所として施設を提供することのお考えはこれまでと同様、人道的かつ公共福祉の立場から協力していただけるといったものであり、今後も同様に考えているとお言葉をいただいております。御質問の協定に関しては、先方との協定内容の確認作業などを進めさせていただいておりましたが、先日、本町の押印を施した協定書をお渡したところで、間もなく双方で協定書を持ち合わせる状況となる予定です。

3点目の各避難所での運営等は円滑に行われたかという御質問についてですが、清水議員の御質問でもお答えしたとおり、避難所開設にあたっては、早期の準備と情報発信に心がける中、近隣市町の様子も踏まえて準備を進めておりました。町としても、初めての経験となったわけですが、6施設に及ぶ避難所を開設し、220名の避難者を受け入れることができたということは一つの成果であったと考えています。しかし、施設の不具合や、避難者への情報提供のあり方など、多くの反省と課題があったところであり、これらに対する内外からの意見を参考に今後さらに議論を深め、対策を進めてまいりたいと考えています。

4点目の、消防団の活動内容はどの御質問ですが、今回の台風19号の接近に際しては、各分団に管内の警戒巡回を実施していただき、状況把握と応急復旧等に御尽力いただきました。

正副団長は12日午前8時の災害対策本部の立ち上げから、本部要員として詰めていただき、午前10時6分に団長から各分団へ詰所持機命令が出され、管内の警戒巡回が指示されました。

各分団においては、河川・水路・道路・傾斜地などを念頭に、それぞれの管内で警戒巡回を行い、状況把握はもとより、巡回中発見した異変などについては、本団と連絡をとりながら応急的な作業にも臨機応変に対応していただきました。

こういった消防団の機動力を生かした活動が、避難情報の発令判断や被害拡大の抑制に大いに役立ったことは明らかであり、協力いただいた団員の皆様には改めて感謝を申し上げるところであります。

5点目の、ハザードマップを見直す予定はという御質問についてですが、現行の大井町土砂災害・洪水ハザードマップは、県による土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンの指定と酒匂川の想定最大規模での浸水想定区域の見直しを受け、平成30年3月に改定し、同年4月に全戸配付したものととなります。

その後、川音川においても想定最大規模での浸水想定区域の見直しがされ、現在、川音川を含めた酒匂川支川における洪水想定タイムライン作成がモデル地区を先行する形で進められており、同モデルの検証を踏まえて各支川のタイムラインを作成する予定となっていることや、中村川についても想定最大規模での浸水想定区域の見直しがなされること、さらに、現在、急傾斜地の崩壊に係る土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンの指定に向けた調査作業が進められていることなど、今後、ハザードマップに掲載すべき新たな情報が多く出される予定となっております。

取り急ぎ、土砂災害や洪水関係の区域指定などは、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンの指定をもってひとまず落ちつく予定であるため、このタイミングでのハザードマップ改定を念頭に、事前にできる調整作業等を進めてまいりたいと考えております。

2点目の御質問の、総合体育館・生涯学習センター駐車場の適正利用についてということで、2点ほどいただいております。

1点目の、各駐車場の利用範囲はですが、基本的には各施設の利用者の駐車場として開放しておりますが、町や町関係団体の行事等で駐車することはあります。

2点目の、各保育園・幼稚園・小学校・中学校の行事等における駐車場対策はについてですが、各幼稚園や学校については、行事等におけるバスの集合とその送迎などの駐車時間が短い場合のほかに、申請に基づいて駐車を許可しています。

中学校の行事に関しては、これまでも入学式、卒業式は申請により、駐車

を許可していましたが、ほかの行事では申請はありませんでした。しかし、ほかの行事でも保護者の中には、利用されているケースもあり、先般の体育祭では施設利用者との間でトラブルになりました。今回の文化祭でも、ほかの施設利用があり、駐車場がいっぱいになることが予想されたことから、中学校へ利用を控えるようお願いしました。しかしながら、自家用車でなければ来校できない人もいるとの申し出があったことから、中学校と協議し、（仮称）新湘光公園駐車場を利用してもらうこととしました。

今後についても、関係課と調整し、引き続き（仮称）新湘光公園駐車場を提供していきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

1 番 御答弁いただきましたので、再質問させていただきます。

まず、最初のそうわ会館を自主避難所として開設した経緯はということなんですけれども、まず、前段でお伺いしておきますけれども、町民で、私たちも含めてそうなんですけれども、今、これ、ハザードマップありますけれども、26の一時避難場所、6カ所の指定避難所、避難場所と避難所の使い分けが果たして町民に周知されているのかどうか。今回、初めて出てきた自主避難所という名称が、広く町民に理解されているかどうか。自主避難所は多分災害でも、地震の場合にはあり得ないと思うんです。事前に避難するなんていうのは、いつ来るかわかりませんから。今回の風水害、台風に対しては来るよ来るよ来るよという形で伊豆半島のほうに上陸したんで、事前対応が十分できる、そういう災害だと思いますけれども、今のところ、予定にもないと言ったらおかしいんですけれども、今まで指定避難所でもなかったところに、自主避難所を開設したというのは、今後の災害を含めたときに、住民は避難所、避難場所を含めて、一度開設してある前例ができちゃいますと、そこに避難しても大丈夫だというふうにとられる住民がいられるんじゃないですか。そこら辺は、町はどう考えていますか。

防災安全室長 そもそも、自主避難というものが、市町村が発令する避難情報を待たずに自主的に避難するということですので、本来であれば、避難者が親戚宅、それとか知人宅、そういった身を寄せる場所を御自身で確保することが前提となります。しかし、周辺にそういった方がいない方のために、臨時的に行政

が場所を開放するというものが自主避難所となります。そういうことですので、周辺の自治体などを見ましても、指定避難所になっていない公共施設を自主避難所として開設しているところが多く見かけるところでございまして、町民の皆様がそもそも自主避難所という認識があるかどうかというような部分については、恐らくテレビ報道等でもそういった解説のニュースなども今回の19号などでも多く見かけた部分もあるかと思いますので、そういったところは自主避難所というものがどういったものなのかというところは、イメージは持っていたいただいているのかと思います。ただ、他の市町村を見ますと、自主避難所に対する周知というような部分では、ホームページなどでもそのあたりを住民に広く知らしめるているようなところも欠けておりますので、そういった部分では、今後、そういった周知を工夫していきたいなというふうに思っています。

以上でございます。

- 1 番 今後、自主避難所として周知していくということではありますが、これはさっきも言った、風水害と地震の災害を一緒くたに考えちゃうと、ちょっと非常に危険性があると思うんですけども、避難所、避難場所というのは変な話、安全だとは言いませんけれども、だから今後、最後に質問しようかと思うんですけども、そうわ会館を相和地区の自主じゃなくて指定避難所にする考えがあるのであれば今回の自主避難所は、台風が来るからという19号のためだけに自主避難所の、先ほどの居住性と利便性ですか、考えてそうわ会館を町当局のほうで考えたということなんですけれども、災害に当たって、居住性とか利便性、必要でしょうか。住民が求めるのは安心・安全な場所じゃないんですか。そういうところを含めてそうわ会館が適切だったかどうか、今後、検討していく中でそこも含めて視野に入れていただけるかどうか、ちょっと確認したいと思います。

防災安全室長 そうわ会館を指定避難所に指定していくかというような部分については、現在のところ考えているところではございません。先ほど、説明の中でさせていただきましたとおり、あくまでも臨時の開放というようなところで、今回、そうわ会館を自主避難所として開設したというような認識でいます。

以上でございます。

- 1 番 臨時的な避難所として今回のみ開設したということであると、あそこにはいろんな資機材は6カ所の指定避難所と違って何もないですよ。さっきの午前中の清水議員の答弁のときに、事前に職員によって何らかの資機材を搬入して事前対応したということではありますが、その資機材とは何を持っていかれて、それが十分であったのか。まず、そこを確認したいと思います。

防災安全室長 まず、そうわ会館につきましては、ブルーシート、それから投光器、それから発電機、それとポータブル蓄電池、それから簡易トイレ、これは既存の施設にあるトイレに覆いかぶせて使うようなものになります。そういったものを取りあえず準備させていただいたんですが、基本的には、停電、断水、そういったものが起こったときに使えるようにというようなもので、選んで準備をいたしました。

以上でございます。

- 1 番 答弁になってないような、準備が十分か十分じゃないかというのは、また今後検討していただくこととしまして、先ほどの町長答弁の中に、ハザードマップにあります、あそこイエローゾーンだと承知していますよね。イエローゾーンであることを承知して、そこを自主避難所にしたという、誰がいつ、安全をそこを確認して判断されたんですか。3日前の判断というと、雨の降る状況も何もわかってないわけですから、どの時点で、この雨だったら対応できるとか、あの傾斜地は大丈夫だと今から判断するんだったら、あそこ、イエローゾーンにする必要ないですよ。誰がいつ判断したんですか。

防災安全室長 ハザードマップ、こちらを見まして、答弁にも触れさせてもらったわけですが、ハザードがかかっている部分というのが、そうわ会館の東側の部分、約3分の1になります。建物に隣接いたしております東側のり面、こちらは駐車場のレベルから下に始まって下っていくような状況でございます。そこも規模が非常に狭いというふうなところが、日ごろそこを見たところの感触で、そういう理解をしているところでございます。

そういったところで、施設の西側につきましては、そういったものが、崩れてくるようなところがないなというふうな理解で、今回、施設で開放した場所というのが、西側にある和室というふうなところを使わせていただいたというふうな状況でございます。

以上でございます。

- 1 番 ということは、事前に、室長の判断ですか。事前に室長が判断して、イエローゾーンであっても、その部分がかかってないから安心だから、そこを自主避難場所として相和地区は考えたということであると、じゃあ、相和地区でそうわ会館を指定するのであれば、そこに何人ぐらい避難してくる想定で。想定人員、どれぐらい見ましたか。

防災安全室長 私の判断で決めたというわけではございませんで、町長答弁にもありましたとおり、3日前の9日の時点で対策会議を開きまして、そこで、どこに自主避難所を設けるかというようなところを話し合いで決めたというところでございます。

それで、イエローについては、確かにそういった部分で危険性があるというところの認識はあったわけですがけれども、やはりその、相和地区に何も自主避難所がないという状況、それと、やはり通常の避難よりも長期間にわたってそこにいてもらわなければならないようなことも考えると、やはりそういったところで安全なところがあれば開設していいのではないかなという判断で開設したというふうな状況です。

以上でございます。

- 1 番 相和地区にそういう場所がなかったからということですがけれども、今回の雨の量は想定外だということも含めて、3日前の判断というのはいかがなものかなと、私個人的には思います。それと、相和地区には、この後で質問しますけれど、相和地区の8区というのは、柳・高尾・赤田地区はいこいの村、篠窪・山田地区は相和小学校という形でなぜ最初から、相和小学校の体育館を自主避難場所にしないのか。時間的な差はわかりません。雨風が強まってからとか、その災害の時間はわかりませんよ。夜遅くなってから、また、自主避難場所から指定避難場所に移動させるという、そういうことが懸念されるということになると、ちょっと最初の設定が誤ったんじゃないかなと思いますけれども、逆に相和小学校とか6施設については、事前配備で災害時に必要な道具というのが配備されていると思うんですよ。6月の一般質問で言いましたけれど、適正配備かどうかわかりませんよ。人口等が違うんで、もっと検討してくださいということは6月のときに言っていますんで、着々

と進んでるとは思いますけれども、大井小学校だとか、集中するというようなところもありますんで、ここの、自主避難場所だからそうわ会館にしたというのは、最初に言いましたように、避難所という形の認識だけを大きく捉えちゃう住民がいるということをもっと行政側も考えていかないと。うちの同僚議員が私が議員になる前には熊本のほうに視察に行って、いろんな話を聞いてきました。例えば、公共施設は避難所の一番的になりやすい、個人の家よりね。変な話、後で避難所の設営のところでも聞きますけれども、避難してくる人が全部徒歩で来るとは限らないですよ。駐車場の問題とか、山田グラウンド、今、指定管理していますけれども、ああいう広いところにあつたら、後の質問とかぶりますけれども、ペット避難とかそういう人たちが一緒に避難してくる時に、本人たちが自粛して、そういう広場のところにテント村をつくったり、車内での生活とかとなったときに、町の施設というのは一番的がかかりやすいところなんです。何で今回、相和小学校を最初から自主避難場所にして、そこに職員を集中しておいて対応しなかったのかなというのが非常に疑念を持ちますので、これ、1番目の質問についてはそうわ会館がよかった、悪かった、今後のいろんな検証も含めてやっていっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

2番目で、今年の6月にいこいの村の本契約というか、新しい今の組織になってからの契約は済んでいますかということだったのですが、まだできていませんという形で、早急に締結して今後の災害に対応しますという御答弁をいただいていたはずなんですけれども、先ほどの答弁ですと、12日に上陸する3日前に支配人と理事長の御承諾を得て、快諾いただいたということですが、そこは間違いないでしょうか。

防災安全室長 いこいの村あしがらさんとお会いしたのはその日となります。そのときは協定のお話等も、まだこちらからさせてもらえてなかったというところもありまして、19号の勢力等も見込んだ上で、施設の利用について御理解をいただこうというところでした、というようなところでございます。

今回の協定につきましては、一つ遅くなってしまった要因に、やはり、宿泊施設といった部分での類似の施設、こういったところを避難所の指定をし

て協定を結んでいるというふうな案件というか、先行的にやっておられるようなところが全くなかったというところが、6月定例会の後に調べたところ、そういった状況がわかりました。そういったところから、どういった協定がいいのかというようなところで、今回は私立の学校との協定、それから、宿泊施設などについては、例えば、帰宅困難者などを一時的に受け入れるような協定、それから、長期にわたる避難生活の中で、浴場などの施設を開放してもらうような協定、そういったものがありましたので、そういうものをちょっと参考にさせてもらって、組み合わせたようなもので協定書の案をつかったわけでございます。そういったところでちょっと時間がかかってしまったというところが一つあるんですが、6月の定例議会の後に、まず最初にいこいの村の理事長さん、それから支配人さん等とお会いして、協定に関しての状況を説明させていただいて、町としては協定を締結したいというようなお話を、まず先にすべきだったというところで、そこは反省をしておるところでございます。

以上でございます。

- 1 番 この質問をする前に、先に言わなくちゃいけないのは、当日のいこいの村の対応と配慮には大変感謝しなければいけないというふうに私は思いますので、町を含めて、そういう機会がありましたら、お礼を申し上げたいと思いますけれども、次の3番のところ、午前中の清水議員のとこと重複するかもしれませんが、いこいの村の避難所の設営と避難所の運営はどうであったかと含めて、ちょっと一緒なんですけれども、ほかの避難所も含めて各職員が対応に苦慮されたと思いますけれども、いこいの村も含めて、例えば、先ほど町長の答弁ありました、東京で問題になった浮浪者の問題もありますし、今回も、例えばいこいの村が柳・高尾・赤田、ここは初めて、町長が言ったとおり避難勧告が、町で初めて出たと思うんです。受ける方の住民の認識をもっと勉強してもらわなくちゃいけないなというのを、私切実に感じています。行政だけを責めるんじゃなくて、避難していく人間のモラル、もうちょっと勉強して、私たちは避難住民だということを認識していかななくちゃいけないような行動等が見受けられました。そこも含めて、町当局のほうでどんな活動したのかという、一例に、いろんなことやったと言いますけれども、

受付で住所・氏名書いてもらって、避難所が開設してもらったあそこにどうぞというような、3人だとの程度のところまでは可能だったんですか。できる範囲で、簡略でいいです。

防災安全室長 避難所運営に現場で携わった職員の具体的な活動というところになりますと、まず一つ目はやはり、避難されてくる方の受け付け、それから、帰るときの管理、そういったものがまず一つです。それからやはり、避難されてきた方からはいろいろな要望ですとか、問い合わせ、そういったものが多く寄せられまして、そういったところの聞き取りの役割、そういったものも現場の職員に担っていただきました。それからやはり、これまでの質問の中でも取り沙汰されております、雨漏り等のそういった対応、雨水の処理、そういったものも現場に行っていた職員が臨機応変に対応していただいたものというのがまず一つ。それから、あとは、本部との連絡窓口業務というところで、現場へ行った職員には無線を携帯していただきまして、そちらで連絡を取り合ったというようなところが今回の主な活動というところで、ちょっとそのあたりも現場からいろいろ出てきたところに対応させてもらったというような内容が多くあるところから、今回をやはりいい経験というところで、職員の指導とかそういったところを研修的なところも含めてですけれども、対応が必要だなというところを改めて感じるところでございます。

以上でございます。

- 1 番 2番、3番ちょっと関連しちゃっているんであれなんですけれども、避難してきた方の名簿作成とかいう形で、先ほどちょっと私言いましたけれども、避難してくるには、今回、雨ですから、徒歩で来る人というのは近場の人、遠隔地のところは、例えばほかの自治会から来る人は、車で来ていると思うんです。特にいこいの村なんていうのは、当時、宿泊者、土曜、日曜ですよ。何名かいられたと思うんです。もちろん、台風想定してキャンセル等された方もいるかもしれませんが、そういう形でも、車のほうの駐車場対策とか、その辺のところは考えていますか。

防災安全室長 議員御指摘の今の駐車場の対応につきましては、配慮が足らなかったというふうに思っております。ただ、ちょっとそういった部分での苦情、そういったものは、特にこちらにはなかったというようなところから、やはり、い

こいの村さんでそういった部分も御配慮いただいたというような認識でいるんですけども、そういったところもこれからはしっかりと対応を考えていけないといけないというふうに認識をしております。

以上でございます。

- 1 番 しっかり検討していただいて、先ほどもありましたけれども、今回の台風19号では、ペット避難、かごに入れた1事案だけで済んだということではありますが、先ほど言ったように、災害は風水害だけではありません。地震等の災害もあるんですけども、ペットも含めての避難というのは、町のほうはマニュアル等で考えていらっしゃいますか。

防災安全室長 ペット対策につきましては、ペットを連れて避難してくる避難者がいるというところでは認識はあったんですが、具体的にどういった対応の仕方がよかったかというところについては、実は19号のこのときにいろいろ対応策を検討して、今回はケージ入りで持ってくるようなペットについては、避難者の居住スペースと隔離するというような条件で、避難を認めさせていただいたわけでございます。これについては、近隣の避難所の取り扱いなども参考にさせてもらって、では大井町でもというところにさせていただいたわけなんですけれども、一つ目は今回のこの対応の仕方を基準として考えて、また不具合等があるようであれば、またここから、さらに検討を加えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

- 1 番 この場で質問してすぐ回答が出るとは限りませんので、それはそれでしっかり検討していただければいいんですけども、先ほどの想定人員のところにも含まれますが、例えば、町内在住者に限っても、今回のいこいの村さんみたいな対応が周知されると、例えば、ほかの地区の人たちが、昼の部屋で、お風呂に入れて、冷暖房完備できているところなら、体育館に行くよりそっち行ったときには、今度は受け入れしないんですか。人道的に避難してきたらみんな受け入れるんですか。その辺のところも今後の検討課題になるんじゃないかと思えますけれども。今回、ライフラインがほとんどとまらなかったというのが珍しいことであって、地震になれば電気もガスも水道も、電話もつながらない想定が。午前中も伝達方法とかいろいろやりましたけれども、

もっと検討していかないと、今回は台風が来る来るという、台風対策、風水害だからできた事案であって、ここできょう、ぐらぐらと地震震度7とか起きちゃったときには、この内容での避難所の設営だったら非常に無理があるのかなと、今回をいい教訓に、いろんなことを含めて勉強していかなくちやいけないんですけれども、その中でさきに、神保議員の報告がありましたけれど、清水寺の貫主の話だと人間我が出るんですよね。どんどん要求がエスカレートしてくるんです。災害現場にいた私たちもそうですけれども、その辺のところも含めてどこかで切っていかなくちやいけないんですけれども、その点も踏まえて、このハザードマップの裏に、町で出しているハザードマップだから御存じですよね。夜、夜間などで避難経路上の危険箇所がわかりにくいから、夜は帰しちゃいけないよ、帰っちゃいけないよ。さっきの避難住民の意識もなかったというのもその一つなんですけれども、もっと町が、テレビ報道にもありました避難中にとか、雨がやんだ後土砂崩れで車で巻き込まれたとか。もっと住民に説明して、翌朝の夜が明けるまでとどまらせるという方法はなかったんでしょうか。

防災安全室長 夜間の避難者の帰宅については、事前に対応を考えておく必要があったかなというふうに理解しております。夜間については、避難勧告等の発令、こういったものにもやはり細心の注意をもって、行政の対応をしなければならぬものであるという認識があるわけですけれども、今回、避難所からの帰宅というような時間がについては、町長の答弁にもありましたとおり、結果的には夜間に帰宅する方が多かったというような結果になってしまいました。少なくとも、やはり、気象警報それから避難情報、こういったものの解除がいつごろになるのかというのを見込んで対応をする必要があろうかというふうに考えております。ですから、そういったところを事前に見込んだところで、避難者への連絡、そういったものも対応していかなければいけなかったのかなというふうに思っているところでございます。こちらについては、いろいろ周辺の自治体の対応なども参考にさせてもらって、今後、どうしていくかというのを議論していきたいというふうに思っています。

以上でございます。

1 番 2 番、3 番もまとめて一つ質問しちゃっていますけれども、今回のいこいの

村の事案です。先ほど、協定もまだ済んでません。正式にはまだ済んでないということで、多分、今回の台風19号をいこいの村さんが経験したことによって、今までわからなかったことがわかってきちゃったので、ハードルが多分高くなっていると思うんですよ。その辺のところしっかり煮詰めていかないと、私今でも、個人的には、ああいう観光の施設の旅館・ホテルを公共施設同様な避難所にするには、個人的にいいと思いません。一つの例として先ほどありましたけれども、避難所からそこのお風呂を提供してもらうような協定はいいですよ。今回も、せっかく避難しているから、宿泊者と同じようにお風呂に入りたいとか、現実、入った人もいるみたいですよ。本当、宿泊の部屋の前を歩いて、お客さんの部屋の前を歩いていなくちゃいけない。防犯対策どうするんですか。今避難している千葉県とか何かで、うちに誰もいないから入ってきたとか、うちにいても入ってくる。物すごく防犯対策難しいんで、もう一度、いこいの村と協定結ぼうとしてもですけども、そういうやさきに申しわけないんですけども、もう一度、考え方を変えて、相和地区全部、相和小学校でいいと思うんですよ。その辺も踏まえて今後しっかり検討していただく。こういういろんな二次的なお風呂の提供とか、そういう施設の提供、先ほどマニュアルがないと言いましたけれども、入ってきた人から順に避難所に入れたら、後で高齢者とか、要支援者とか来たときに、その和室のほうに優先的に入れるべき人たちじゃないんですか。健全者と言ったら言葉が悪いんですけども、元気な人たちが来てそこにいるというのはいかなものかなと思いますんで、時間もありませんので、今後の検討課題として、町長が進めている自治会担当者制度もありますので、これを契機に各自治会と担当者等で、いろんな事案を含めて検討、ディスカッションして、問題提起していくということも一つの方法かと思います。この辺は町長、どうでしょうかね。

町長 議員指摘のこと、よく私も理解しているところです。赤田地区等に限ってというような条件つきならば、多少は許される範囲かなと思います。また、その使用上の使用の仕方も、客ではないんだということを自治会の皆様にしっかり認識していただいた中で、本来は相和小学校だけでも、学校へ行くのに危険性があつたりしたときには利用できるような方策もちょっと考えても

いいのかなという程度で、今後はいこいの村さんと協議した中で、また自治会とも話した中で、変な使い方をされないように、また、責任は個人にもかかってきますし、じっくりと考えたいと思います。

ありがとうございます。

- 1 番 時間もありませんので、次の質問に行きますけれども、先ほどの答弁で大体十分な回答出ておりますけれども、4番目の消防団活動について、本当に私も地元消防団の活動、つぶさに見ております。地元、7分団ですけれども、県道に流出した土砂撤去で、県道77号線を開通させて、道路の障害をなくしたとか、柳地区なんですけれども、山での町道・農道の決壊箇所も、車が通れる範囲に、消防団が活躍していただいたということは十分承知して、本当に御苦労さまですという形で、この場をかりてお礼を言いたいくらいです。あと、2分団、4分団については、酒匂川沿いに分団があるということで、先ほど、町長答弁にありましたとおり、河川監視を含めてやっていたと、情報共有もできていたということでもありますので、加えて、もちろんやっていると思いますけれども、丹沢湖のダム放流の報告とか、あと、常備消防も、河川巡視等をしっかり行っておりますので、その辺のところの情報共有、ここも含めて、消防団に損がないよう、手当のほうも含めて配慮していただけるといいと思いますので、台風ひとつくくりで1出動じゃなくて、うまくその辺のところは、いろいろ条件わかりませんが、やっていただきたいと思います。

時間がないので、次の質問に行きます。

教育委員会のほうの、五つ目。ハザードマップ、さっき神保議員の質問でも見直しへということでありましたし、今まさに県が、こういうチラシを持ってきました、特別警戒区域、レッドゾーンの指定に向けて動いております。先ほどの答弁でも、これを踏まえて令和2年度中ぐらいに、レッドゾーンを含めた計画をしていくということなんで、あわせて川音川、今回、本流より支流の災害が大きかったんで、今回、川音川も含めて見直しということの回答を得ていますので、ここについては割愛させていただきます。

大きな項目の二つ目、時間がありませんけれども、先般、答弁でありましたとおり、教育長の御指導のもと、担当課長の迅速な計らいで、湘光中学校

の文化祭の駐車場に関しては、答弁にありましたとおり、うまく切り抜けていただきましたが、大きく、その目的外使用となると、できればその利用者が使っている大前提であるわけですね。でも、この近隣の学校、湘光中学校は特にそうなんですけれども、体育祭のときにそういう不適切な言動をする親がいたということは子どもだけじゃなくて親も含めて、さっきの避難者の住民のことも含めて、そういう父兄の指導もしていかなくちゃいけないのかなと、自分さえよければというふうな考えが、ちょっと蔓延しているのかなというところも含めて、今後、行事はことしだけで終わらないです。来年以降もあります。その関連施設との調整等はされますか。

教育総務課長 議員の2番目の質問でございますように、それぞれの駐車場対策はというものがございます。特に駐車場対策ということでしているのは、相和小学校ぐらいで、あとは基本的には自家用車での来校を御遠慮いただいているという状況でございます。ただ、今回の事例も含めまして、湘光中学校、別に町内全域から保護者の方が見えますので、そんなことも考えて、先ほど町長から答弁させていただいたとおり、（仮称）新湘光公園を基本的には、例えば相和地区に限らず、町内で車が必要な方についてはそちらをまず御利用くださいということで、年間を通しての計画を担当課に出して調整はしてございます。これは、中学校から各全体の保護者にも通知をしているということでございます。

以上でございます。

- 1 番 そういう対応していただいたのは、十分承知しております。本当に迅速な、ここにも資料持ってきたんですけど、文化祭の2日前に保護者に車で来るなという文書出して、翌日に教育委員会さんの対応で、前日に父兄に連絡網が回って、当日文化祭がスムーズにできたという事例もありますけれど、今、課長答弁にありましたとおり、今後もある学校行事なので、不適切なのは一部の親かもしれませんが、その駐車場をうまく区画して、事前申請で、遠隔地、相和というとまた語弊があるんで、遠隔地の人が駐車できるスペースを今後こういう形でしていくと。あそこの（仮称）新湘光公園が、どういう利用になっているのか、ずっと先まであそこの駐車場が湘光中学校のために使えるというわけでもないと思いますんで、今後、ここの体育館とか生涯

学習センター、役場の職員も含めて、ここの利用をうまく検討して調整していただく、そういう会議とか、年間で、大きな行事とかそんなにはないと思うんで、調整していただくという形はとれますか。

教育総務課長 (仮称) 新湘光公園につきましても、議員おっしゃるとおり、いつまで使えるかというところがありますので、その年度年度で適宜対応してまいりたいという考えです。

以上でございます。

- 1 番 最後になります。今の答弁含めて、公共機関、学校の特別授業のときには、そういうバスも出ています。それとか町の悠悠バス等も含めて、町の行事でもありますので、その辺も含めて今後検討していただくところで、私の質問を終わります。

議 長 以上で、1番議員鈴木磯美君の一般質問を終わります。

続いて、通告5番、4番議員田村俊二君。

- 4 番 通告5番、4番議員田村俊二でございます。本日、最後の質問者となります。眠い時間に差しかかりますけれども、6分でございますので、ぜひ、御協力をお願いしたいというふうに思います。

通告に従いまして、

- 1、公共施設等個別施設計画の策定状況は
- 2、事務事業効率化の取り組みは
- 3、町道391号線開通に伴う説明会後の展望は

の3項目を質問いたします。

1項目めは、公共施設等個別施設計画の策定状況はです。平成26年4月22日付、公共施設等総合管理計画の策定に関する総務大臣通知が出されました。この通知に基づいて、本町では平成29年3月に公共施設等の最適化と持続可能な財政運営の両立を目的として、大井町公共施設等総合管理計画を策定しております。この計画では、マネジメントの基本方針として、1、総量の適正化、2、中長期的なコスト管理、3、効果的・効率的な管理運営を掲げ、総量の適正化を最優先に考え、さまざまな取り組みを計画的に推進するとしています。公共施設は70%、30%の総量削減、インフラは100%を目標とする公共施設の更新費用及び収支では、現在の公共施設を耐用年数に基づき30%